

## X [特定施設関係]

### 1 廃棄物処理施設の設置等

令和4年4月1日現在

<b>根拠法令</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第8条、第14条、第15条)</li><li>・使用済自動車の再資源化等に関する法律(第60条、第67条)</li><li>・奈良県一般廃棄物処理施設設置に係る指導要綱</li><li>・奈良県産業廃棄物処理指導要綱</li></ul>	担当課 担当係	廃棄物対策課 一般廃棄物係 産業廃棄物第一・第二係 0742-27-8746/7022/8747
<b>制度の概要</b>	○土地利用に関する許可制度についてのみ記載します。  <b>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物の収集運搬業（積替え保管を含む）及び処分業を行おうとする者は、知事等の許可を受けなければなりません。</li><li>・廃棄物処理法に定める廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、知事等の許可を受けなければなりません。</li></ul> <b>【使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自り法」という。）】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自り法に基づく解体業・破砕（前処理）業を行おうとする者は、知事等の許可を受けなければなりません。</li></ul>		
<b>目的</b>	<b>【廃棄物処理法】</b> <p>廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <b>【自り法】</b> <p>自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>		
<b>対象地域</b>	奈良市を除く県内全域		
<b>規制内容</b>	廃棄物処理法及び自り法の許可申請手続きには、奈良県一般廃棄物処理施設設置に係る指導要綱又は奈良県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議制度を設けています。 詳しくは、廃棄物対策課までお問い合わせください。		
<b>許可等の基準 手続のフロー図</b>	詳しくは、廃棄物対策課までお問い合わせください。		